

## 森林整備地域活動支援交付金事業について

森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう適切な森林整備の推進を図る観点から、森林所有者による森林施業の実施に不可欠な地域活動を支援するため、平成14年度から5年間「森林整備地域活動支援交付金事業」が実施されてきましたが、一部改変され、平成19年度から5カ年間実施されています。

交付金の交付の条件を満たす森林について、ヘクタールあたり5,000円が1年間交付されます。(実施期間平成19年度から平成23年度の5カ年間)

### ○ 支援の対象になる森林は？

村長等から認定を受けた森林施業計画の対象森林(30ha以上のまとまりを有する団地)が支援対象になります。ご自分の所有している森林の面積が小さくても、共同で作成した森林施業計画の森林面積が30ha以上であれば支援の対象となります。

ただし、次の①～③のいずれかに該当する森林は除外されます。

<支援の対象から除外される森林>

- ① 都道府県知事又は市町村長が作成主体となっている森林施業計画の対象森林
- ② 森林総合研究所が行う水源林造成事業により造成される森林  
(森林組合等と3者契約で行っている森林も該当します。)
- ③ 大企業が所有している森林、大企業が作成した森林施業計画の対象森林

### ○ 森林施業計画とは？

森林所有者などが自らの意思に基づき、森林づくりについて40年間以上の長期計画を定めた上で、造林・保育・間伐・伐採といった森林施業の5カ年の計画をたてると、村長等から認定を受けることができる制度です。

本村では、平成13年の法改正により、森林施業管理について所有者との長期受委託契約等の委託を受けた者が認定請求できるようになったことを受け、森林組合が代表となって平成14～15年度に団地共同計画として樹立され、現在、新計画として平成19年度に7団地、20年度に7団地の計14団地が村域において認定されています。

### ○ どんな活動をすれば交付金が交付されるのか？

交付金の交付の対象となる地域活動(対象行為)は、次の①～③のとおりとなっており、このうち①・②いずれか1つ以上を毎年度実施する必要があります。加えて本年度と来年度の2ケ年に限り④と⑤も実施できることになりました。

<対象行為の種類>

#### ① 施業実施区域の明確化

- ◆ 所有界の確認、施業実施区域界の刈り払い、簡易杭や墨・ペンキ等による標示、区域の位置・形状面積を把握するための簡易な測量

#### ② 歩道の整備等

- ◆ 施業箇所に至るまでの既設の作業道や歩道の刈り払い、補修、既設歩道間等を連絡する歩道の新設等

### ③その他

- ◆ 施業実施区域の明確化作業の結果の取りまとめ、対象行為請負者への通信連絡等

### ④境界の明確化 →平成22年度まで

- ◆ 施業を実施する上で、境界の明確化を図らなければ実施が困難な森林が対象で、杭の設置と測量等

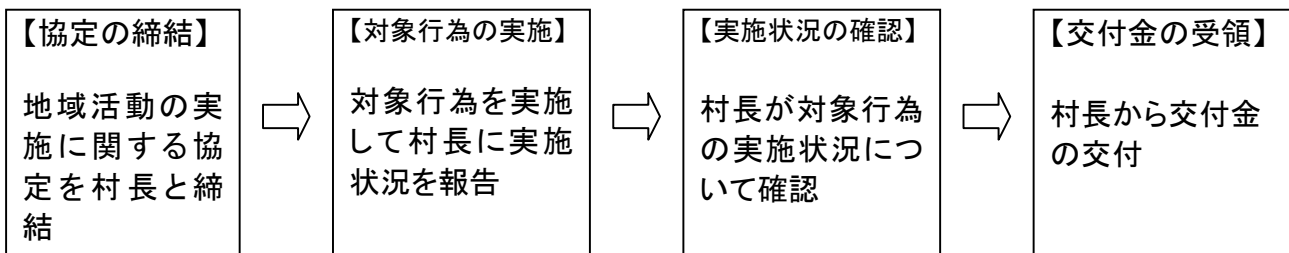
### ⑤森林の被害状況等確認 →平成22年度まで

- ◆ 林内を巡視し、自然災害、獣害等の被害状況の確認をする

## ○ どのような手続きが必要か？

交付金の交付を受けるためには、森林づくりに欠かせない地域活動の実施に関する「協定」を村長と締結する必要があります。地域活動を行い、村長が対象行為の実施を確認した後に、村長から交付金が交付されます。

～交付金の受領までの流れ～



- ※1 協定は、森林施業計画の認定を受け、対象森林を所有する森林所有者全員と締結します。
- ※2 数人が共同で、森林施業計画を策定している場合は、協定者の中から代表者を選定し代表者に対象行為の実施状況の報告、交付金の受け取り等を委任する必要があります。
- ※3 協定に違反した場合は、協定締結年度以降に交付された交付金をすべて返還することになります。また、協定締結者が地域活動(対象行為)を毎年実施することを必須条件としていますが、必ずしも協定締結者全員が行う必要はありません。
- ※4 協定は、その施業計画に参加している方が森林組合等に権限を委任することにより、代表者が協定申出をします。

## ○ 交付される金額は？

交付額は、次の式により算出し交付されます。

<対象行為の①と②(③)>

$$\text{交付額(円)} = \text{積算基礎森林(ha)} \times \text{交付単価(5,000円/ha)}$$

積算基礎森林とは、交付金の交付の対象となる森林であり、次の①～②の森林が対象となります。ただし、交付金の交付を受ける年度内に治山事業による森林整備が行われた森林又は行われることが確実な森林は除きます。

積算基礎森林(対象森林)

- ①45年生以下(9齢級以下)の人工林
- ②60年生以下(12齢級以下)の育成天然林

#### <対象行為の④>

交付額(円) = 積算基礎森林(ha) × 交付単価(20,000円/ha)  
(実施面積)

積算基礎森林(対象森林)

- ・ 林齢制限なし

#### <対象行為の⑤>

交付額(円) = 積算基礎森林(ha) × 交付単価(10,000円/ha)  
(実施面積)

積算基礎森林(対象森林)

- ①45年生以下(9齢級以下)の人工林
- ②60年生以下(12齢級以下)の育成天然林

## ○ 実際にはどうすれば？

この事業は、間伐等の施業を実施する前段階の<準備作業>として実施する先の①～⑤の作業について適用されます。

- ・ 近いうちに間伐はしたいが、境界がわからない、面積がわからない、どの部分(林分)についてしたらよいかわからない、歩道が消えてしまっている…、長く行ってないので、風倒木や獣害でどうなっているやら…

でも、費用を出してまでもやりたくないし…

このような方は組合又は村に是非ご相談下さい。

#### 【施業計画等に関する問い合わせ】

吉野きたやま森林組合 TEL 07468-6-0311

#### 【交付金事業に関する問い合わせ】

上北山村建設産業課 林業係 TEL 07468-2-0001/FAX07468-3-0265